

発行所
日本赤十字
新労働組合連合会
(略称「日赤新労」)
東京都港区西新橋3-14-5
Tel・東京434-7080
発行責任者
山景勇

日赤新労ニユース

綱領
1. 吾々は、社会正義に立脚した良識ある労働運動を通じて吾々の権利を守り、生活の安定と向上をはかる。
2. 吾々は、常に暴力と独裁を排し、自由にして明朗なる民主的労働組合として、健全なる発展を期す。
3. 吾々は、赤十字の民主化と近代化を促進することによつて、その人道的任務の達成に寄与する。

43年度第3回

中央委員会 (含単組代表者)

＝ベア要求貫徹デモ行進決定さる＝

—43・11・25 於 熱海八丁園ホテル—



第三回中央委員会

(含単組代表者)

ベア交渉も最終段階にさしかかった十一月二十日の同交において、突如として本社側から提示された十月ベア実施の、一発回答に對し、いかに之に對処すべきかを討議すべく、単組代表者を加えた、第三回中央委員会が十一月二十五日熱海八丁園に於て開催された。なお、本中央委員会には、本年度より取扱方式を改められた期末手当に關し併せて審議された。

- 【出席者】
- | | |
|--------------|------|
| 執行委員長 | 川島亮介 |
| 副執行委員長 | 川出富治 |
| 書記 | 堀江直樹 |
| 書記 | 長山景勇 |
| 会計職務執行者 | 鈴木豪隨 |
| 執行委員 | 服部昭一 |
| 同 | 大坪敏之 |
| 同 | 川越功 |
| 同 | 吉村政一 |
| 同 | 竹洞恵子 |
| 中央委員(代理者を含む) | |
| 大堀源有衛門(八戸日赤) | |
| 吉田栄司(盛岡日赤) | |

- 単組代表
- 柳田町子(水戸日赤)
 - 谷津愛二(足利日赤)
 - 柴山定男(大田原日赤)
 - 高橋松治(前橋日赤)
 - 前川功(中央病院)
 - 福岡康之(浜松日赤)
 - 山田正(名一日赤)
 - 原貴佐子(〃)
 - 小瀬勇(名二日赤)
 - 工藤進(大津日赤)
 - 定久正夫(鳥取日赤)
 - 福永貞雄(鳥取日赤)
 - 池上和男(岡山日赤)
 - 谷山実(〃)
 - 石松順一(今津日赤)
 - 渡辺康喜(唐津日赤)
 - 長谷川岩三(愛知血液センター)
 - 小森清志(大田原日赤)
 - 早川清也(前橋日赤)
 - 本多誠司(浜松日赤)
 - 宮原義彦(名一日赤)
 - 山中和安(名二日赤)
 - 西出昇太郎(大津日赤)
 - 福田(鳥取日赤)
 - 行本昌平(岡山日赤)
 - 児玉昭信(三原日赤)
 - 若山義郎(東京都支部)
 - 杉村(愛知県支部)
 - 堀江岸夫(岐阜県支部)
 - 井福昇(福岡県支部)

三、議長選出、書記任命
議長 宮原義彦(名一日赤)
書記 夏井恒世(新労本部)
四、執行委員長(挨拶要旨)
今回の中央委員会は、予め文書による通達を出す暇もなく、電報又は電話等をもつて連絡し、多大のご迷惑をおかけしたが、事情の上、了承されたい。
これまでの経過で示すとおり、吾々は六月以来、隠忍に隠忍を重ねて来たが、この度突如として十日実施の本社提案があり、しかも諾否を十一月二十五日と限定した。新労としてはあらゆる角度から検討し努力を払って来た結果、今日の状態になったことを考慮され十分なる審議を望む。
なお、この度期末手当について今迄とスタイルの変つたことについても討議された。

五、議事
〔報告〕
山景書記長より、六月以来のベア斗争経過の状況を、プリントにより詳細報告した。
〔審議〕
審議に入る前、議長より、オプザーバー出席者の発言を認めるかどうかについて詰つた結果、これを認めることに決定した。
◎ベアスタップについて
〔執行部〕
最終段階に来て、本社の提示した十月実施の線についていかに對処するかを審議された。
〔山田「名一日赤」〕
現段階において、執行部は人事院勧告完全実施、つまり五月ベア実施ということを考えているか。その後の情勢の判断により修正對処する考えはないか。
〔執行部〕
人事院勧告完全実施という根本觀念に変わりはないが、情勢の変化に對応する気持はある。
〔高橋「前橋日赤」〕
本社がベア交渉妥結を急いでいる理由は何か。
〔執行部〕
近く開かれる理事会、給与改正委員会を順調に終わらせるために、早目に新労と妥結して置きたいと推察される。
〔横田「水戸日赤」〕
十月実施を本社がきめた根拠は資料集計の結果と思うが、組合として全面的に之を信頼するか。
〔執行部〕
吾々は本社資料に拘束されるものでないが、衛生部調査のものであれば之を否定することはできない。

〔前川「中央病院」〕
人事院勧告の線が無理であれば公務員の線でもやむを得ない、ということとは考えられるが、十月実施など審議の余地がない。
〔石松「今津日赤」〕
十月実施を呑む呑まぬということよりも先ず吾々はやるべきことをやらなければならない。本社に誠意がなければ、新労の意欲のあるところを見せるべきだ。
〔福永「鳥取日赤」〕
人物の線固執は考えものであると思う。
〔渡辺「唐津日赤」〕
十月実施を呑むか呑まぬかを先ずきめてはどうか。
〔定久「鳥取日赤」〕
何月にしぼるか問題であるが、八月を下らないようにしたい。
〔池上「岡山日赤」〕
本社交渉の際執行部にある程度の中を持たせる必要があると思うので、意見の統一をはかり大綱をきめそれにより執行部の情勢判断にまかすべきであると思う。
〔山田〕
プロックの意見統一のため休憩されたい。
ここで、支部、病院、血液センター等の意見をまとめるため、十分間休憩することとした。
各プロックの意見次のとおり
第一プロック
八月実施、最悪の場合でも、九月とすること。
第二プロック
十月実施は問題外である。最低九月の線で、デモ行進、中労委提訴等を実行すること。
第三プロック
現段階では八月公務員の線とすること。
第四プロック
最低九月、できなければ決裂もやむを得ない。
第五プロック
最低九月の線は確保したい。
第六プロック
あくまで前進すべきだ、方法手段等執行部に一任する。

なお、資金カンパについては、既に必要によつて執行部から要請があれば之に応ずるといふことになつてゐるので、改めて再確認された。ベア実施の時期については、ハツキリさせるべきであるといふこと、八月、または九月が論議されたが、手探しの結果

二〇対一六
で、八月とすることに決定した

◎年末手当について
(渡辺「唐津日赤」)
期末手当について本社が手続省略の基準線を示す通達を出さなく

なつた経緯を聞きたい。
(執行部)
本社は今回、期末手当及び勤勉

手当に関する支給のスタイルを変え申請手続省略基準であり、また各施設長が決定する標準率ともい

うべき、所謂お墨付を出さないこととしたといふのである。そして吾々との話合いの席上に於て次の

三点を明かにした。それは、
(1) 社長の承認を得ること。
(2) 財政の範囲であること。
(3) 支給額は常職の線であること。

であり、特に常職の線といふことについては極めて含みのある発言により、暗に公務員に準ずるものであることを示唆し、決して安易なものでないといふことを感じ取つた次第である。各単組にあつて

は、老かいたる本社の術中に陥ることなく、給与要綱第三五の正しい運用に努められたい。交渉難航等の場合、本部より万難を排して

出向く心算である。
以上で中央委員会を終り、午後

二時三十分よりのデモ行進を行うべくその準備のため、十二時三十分熱海発の列車で出席者全員揃つて上京した。



第四回

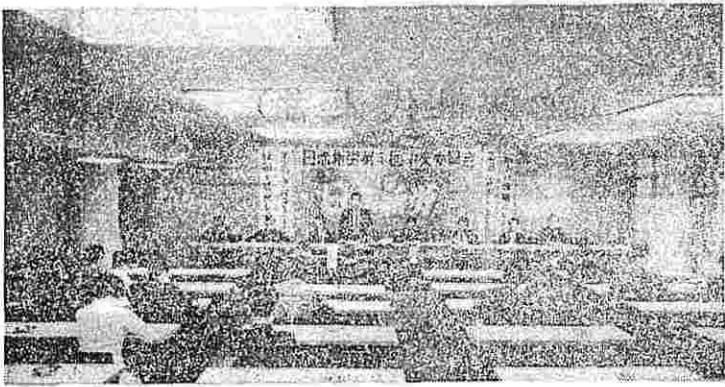
中央委員会

— 四三・一二・五一 —
於東京都勤労福祉会館

ベア十月実施に対し

五条件提示す

本年度ベア斗争も、日赤労組の事態取捨について緊急協議のため、本社妥協という事態に直面し、急遽、東京勤労福祉会館に於て、第四回中央委員会が開催された。



三、議長選出、書記任命
議長 原 公之(中央病院)
書記 夏井恒世(日赤新労)

四、執行委員長挨拶(要旨)
目下年末手当交渉で多忙の最中今回又々急遽召集を煩わし、はげしい雨の中のご出席、誠に感謝に堪えない。執行部としては、ベア斗争については全力を傾倒し、機

関決定の線に沿つて、やれるだけはやつたのであるが、執行部の情勢判断が甘かつたためか、今日の状態になつたことをお伝えする。今日の新段階において急迫した事態取捨について慎重審議を願う次第である。

五、議事
(報告)
経過報告 山景書記長
ベア交渉については、十一月二十五日団体交渉終了後、執行部全

員宿泊予約のない旅館の一室に召集し、本社の固執するベア十月実施問題に対処するため、深更まで協議を行ない、ニュース号外にあるとおり

(1) 臨時大会を開催し、再度度モ行進を行なうこと。
(2) そのため三〇〇—五〇〇円のカンパを要請すること。

(3) これらの実行時期については状況判断により三役に一任すること。
(4) 単組全組合員に徹底した教

育活動を実施すること。
一、開会
二、資格審査、成立確認
中央委員定足数

に達し、成立確認したので、急ぎ労使協議会を持

つた結果、これを取捨するため、今日お集まりを願つた次第である。これは皆が思つてゐることと思

う。
(審議)
○ベアストップについて
(山田「名一日赤」)
二十五日のベア団交は新労の他にもあつたようであるが、開催時間交渉順序等どうなつてゐたか。

(執行部)
新労とは午後四時からとなつてしたが、日赤労組と重なり混乱した。本社は二十五日先ず労組側と交渉をやり、次に新労とやるということになつていたのである。

(山田)
そういうことは事前に中央委員にも知らせ協賛してほしかつたと思ふ。

(定久「鳥取日赤」)
今となつては本意ながら、十月実施の線はやむを得ないと思ふので、真先に呑むよりは考えようによつてはよいとも云えると思ふ

兎に角今後の教訓になつたのではないか。
(徳田「岡山日赤」)
他の労働団体との連絡等、利害の共通するものに対しては考えるべきではないか。

(執行部)
ほかの団体の動き等に注意し、情勢判断を誤らぬよう注意したいと思つてゐる。

(渡部「中央病院」)
十月実施を絶対容れまいという訳でないが、その前にもつと手段方法を考慮すべきだ。例えば中労委提訴等も考えられる。この点不満である。

(松村「足利日赤」)
十月実施はやむを得ないと思ふが、それには条件をつけてほしい。これは皆が思つてゐることと思

う。
(石松「今津日赤」)
今となつては、条件附十月妥結もやむを得ないと思ふ。

(池上「岡山日赤」)
この辺で本部腹案を示してほしい。
(執行部)
次のような条件を附して、十月実施もやむを得ないといふものである。

(1) ベア実施十月不能と見做される新労関係の四施設についても実施する。
(2) 通勤手当の五月(やむを得なければ七月)遡及と共に二軒末滞の距離も考慮する。
(3) 総合予算主義を採用し、年度頭初ベア分を計上する。
(4) 俸給の調整手当(合特殊勤務手当等)の考慮、改善。
(5) 産休に対する賃金支給改善(村岸「名一日赤」)

五条件に對してゼロ回答の場合は対決もやむを得ないが、できるだけ粘り強くかちとつてほしい。

以上をもつて討議を打ち切り、採決の結果圧倒的多数で本部案を承認した。

○年末手当について
本社側の裏面工作による(秘)文書が各施設長に流れてゐる模様であるが、これ等にまどわされることのないよう毅然たる態度をもつて給与要綱三五条の正しい運用に努めるといふことを申合せた。

○その他
浜松日赤の古橋氏及び岡山日赤徳田氏から、他労働団体との関係について、お互に足をひっぱり合うことのない、共同問題等について本部の考えを質したのに対し、本部から、新労は思想的背景を持つていないこと、今の所経済斗争第一主義であること、他団体に呼びかけ等をしていないこと、など見解を示した。

また、鳥取日赤の定久氏から専従役員設置の件が提案されたが、入選及び経費等の問題に至難であるといふことであつた。

以上で、午後四時中央委員会を終り、執行部全員はげしく降りしきる雨の中を、労使協議会に出席すべく本社に向つた。

先ず新労側から、ベア十月実施も諸情勢からやむを得ないこと、条件として、本日中央委員会に於て決定した五条件を提示したのに対し、本社側から次のような回答がなされた。

(1) 新労単組の所属する施設中ベア十月実施困難と見做される施設に對しても十月一斉実施する。
(2) 通勤手当についての時期は七月を了承された。距離についてはなお検討する。
(3) 総合予算主義については、要望事項として、之を反映せしめるよう努力する。
(4) 特殊勤務手当その他諸手当

については前向きな姿勢で改善に努める。
(6) 産休に対する賃金支給については難説して審議したい。

労使協議会

— 四三・一二・五日午後七時 —

以上であるが、本件については確認書をとることに決定した。

以上であるが、本件については確認書をとることに決定した。

以上であるが、本件については確認書をとることに決定した。

以上であるが、本件については確認書をとることに決定した。

